

平成29年度 大阪雇用施策実施方針【概要】

1 地域における人材確保、人材育成の推進

<取組内容>

- 非正規雇用労働者の待遇改善
- 人材不足分野（介護・看護・保育、建設、運輸等）における人材確保
- 地方自治体との連携による就職支援
- 人材の育成支援
- 金融機関との連携

主な実施施策

- ・ キャリアアップ助成金の活用により非正規雇用労働者の賃金改善、正社員転換等を行う事業主を支援【労働局】
- ・ 介護分野において、人材確保・職場定着等に資する具体的な介護現場の取組み方策の確立等に向けた作業部会を開催【労働局】
- ・ 大阪人材確保推進会議において、「製造」「運輸」「建設」を中心とした人材不足分野に対する魅力向上と人材確保に取り組む【労働局と府が連携】
- ・ OSAKAしごとフィールドにおける、就職準備支援、キャリアコンサルティング、職業相談・職業紹介までの切れ目ない就職支援【労働局と府が連携】
- ・ 「女性・若者の活躍促進」「人材不足分野における人材確保」を目指した総合的な訓練計画に基づく職業訓練【労働局と府が連携】
- ・ 金融機関の融資担当者等を対象とした労働関係助成金制度等の勉強会【労働局】

2 若者・女性・高齢者・障害者等の活躍促進

<取組内容>

- 若者の活躍促進
- 女性の活躍促進
- 高齢者の活躍促進
- 障害者の活躍促進、難病・がん患者等の活躍促進
- 生活困窮者、刑務所出所者等の就労支援の強化

主な実施施策

- ・わかものハローワーク、新卒応援ハローワーク、マザーズハローワーク（コーナー）、生涯現役支援窓口でのきめ細やかな職業相談【労働局】
- ・合同企業説明会・合同就職面接会の実施【労働局と府が連携】
- ・「OSAKAしごとフィールド」における一時保育サービスを活用した働くママコーナーでの就職支援【大阪府】
- ・「働く若者のハンドブック」「働く女性のルールBOOK」など配布【大阪府】
- ・高年齢者雇用確保措置未実施事業所への指導及び継続雇用の延長や定年年齢引上げに向けた機運醸成を図る【労働局】
- ・障害者雇用の法定雇用率未達成企業に対する事業主指導のローラー作戦の実施【労働局】
- ・ハートフル基金を活用し、企業における障害者の採用・定着支援を実施【大阪府】
- ・福祉事務所等に設置したハローワーク常設窓口又は福祉事務所等への定期的な巡回相談による生活保護受給者等の生活困窮者への就労支援【労働局】

3 外国人雇用対策の推進

主な実施施策

- ・外国人留学生に対する合同企業面接会やビジネスインターンシップの実施【労働局】
- ・大阪外国人雇用サービスセンターでの就職支援【労働局】
- ・総合労働事務所での外国語(英語・中国語)による労働相談の実施【大阪府】

平成29年度 大阪雇用施策実施方針(大阪府との連携部分(抜粋))

平成29年度の重点施策

1 働き方改革の実現

大阪働き方改革推進会議

【構成団体】連合大阪、関経連、大阪商工会議所、大阪信用金庫、池田泉州銀行、りそな銀行、近畿大阪銀行、大阪府、大阪市、堺市、近畿経済産業局、近畿運輸局、大阪労働局

基本方針(H28.10.31策定)に基づき、働き方改革の実現に取り組む。

- ・非正規雇用労働者の待遇改善
- ・高齢者及び障害者の雇用の促進
- ・女性・若者の活躍促進
- ・人材の育成支援 など

2 OSAKALごととフィールドの充実・強化

○女性・若者働き方改革推進事業

- ・人材確保を必要とする製造業、運輸業、建設業の魅力向上と求職者の職種志向の転換

○OSAKALごととフィールドとの一体的実施の強化

- ・府と国が強力に連携し、OSAKALごととフィールドの機能を強化

3 個別施策

若者の活躍推進

○女性・若者働き方改革推進事業

- ・人材確保を必要とする製造業、運輸業、建設業の魅力向上と求職者の職種志向の転換

○若者安定就職応援事業

- ・金融機関等と連携した合同企業説明会等の開催
- ・わかものハローワークと連携した就職支援の充実・強化

○おおさかUIJターン促進事業

- ・東京圏を中心とした優秀な若者等のUIJターン就職を促進。

女性の活躍推進

○女性・若者働き方改革推進事業

- ・人材確保を必要とする製造業、運輸業、建設業の魅力向上と求職者の職種志向の転換

○地域創生人材育成事業を活用した女性有資格者等復帰訓練事業(Lフェニックス拡充訓練事業)

障害者に対する就職支援

○障害者雇用の促進

- ・大阪府が定めた障害者雇用の中長期目標を共有
- ・障害者雇用率達成指導の強化
- ・地域の就労支援強化

○障害者の特性に応じたきめ細かな支援の実施

- ・精神・発達障害者への理解の促進及び職場定着支援の強化
- ・職業訓練の効果的な広報及び受講生へのきめ細かな就職支援

○改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る周知・啓発の強化